

特別報告

第一分科会 「大学入試制度」

「大学入試制度の変遷」

名古屋大学教授 佐々木 享

教育シンポジウムの記録 1989年12月 PR.1~9.

戦後の大学入試の特徴

まず戦後の大学入学者選抜の特徴であります
が、第一にはそれを決めるのは大学であるとい
うことをはっきりさせた点が、戦前とのたいへ
ん大きな違いの一つであります。学校教育法五
九条に「大学には重要な事項を審議するために
教授会を置く」という条文があつて、これが大
学自治を決めている条文だということになって
おります。その教授会の審議事項のなかに大学
入学者選抜の事項も入ってくるわけです。法令
上は大学入学者選抜に関する規定はこれしかあ
りません。しかし、実際問題としては、文部省
が毎年通知で大学入学者選抜実施要綱というも

のを出してあります。各大学はその選抜実施要
綱に準拠して大学、自分の学部を選抜方法を決
めるわけです。

入試に関する法令は、今申し上げました学校
教育法五九条に大学の自治を決めているという
こと以外はほとんどありません。ほとんどとい
うのは少しあるという意味なんです。大学入
試センターの任務を書いてある条文が国立学校
設置法のなかにあつて、そのなかに大学入試の
ことがちょっと出てくる。まずそれくらいしか
ありません。それ以外にはこの大学入学者選抜
実施要綱と、この実施要綱の修正通知や解釈通
知というのが出るんですが、それだけが法令上
の根拠になります。そこで大学入試制度という
ふうにいいますと、この大学入学者選抜実施要

綱に書かれている事柄が骨格になっていると考
えられます。

実際はどうなのかということですが、国公立
大学の場合はほとんどの場合、実施要綱をその
ままで行うのが普通です。たとえば国公立大学
の入試日が全国一斉にきちんと決まっていると
いうのは、実施要綱にそう書いてあるからです。
他方、私立大学は実施要綱に定められている日
付よりもずっと早くに試験をしたり、あるいは
学力検査の教科科目は五科目にわたることが望
ましいとか、数学・理科・社会については二カ
国語を出すのが望ましいというふうに書いて
あつても、三教科三科目しか出さないと、実
施要綱からの逸脱がかなりあります。かなりあ
るといふよりは逸脱しているほうが多いんです。

しかもその逸脱している部分が慣行化してしま
す。したがって、この慣行化している部分
も現実の日本では大学入試制度というふうにか
えないわけにはいかないのも現実であります。

この大学入試制度というものが戦後どうい
ふふうに変わってきたかということをお話からお
話をするわけですが、実際問題としては私立
大学のほうが数が多いにもかかわらず、ばらば
らに試験をやっている関係もありまして、私立
大学入試の実態についての研究がほとんどあり
ません。そこで、私のこれからの話しても国公
立大学を中心に進めさせていただきます。もし
て必要に応じて私立大学のことについても触れ
ることにはしたいと思います。

大学入試の三原則

実は大学入学者選抜実施要綱というものは毎
年出ていて、毎年少しずつ条文は変わっている
のですが、いちばん先に必ず書いてあるのが、
「大学入学者選抜に関する基本原則」ともい
べきもので三項目書いてあります。現在は、こ
う書いてあります。「大学入学者の選抜は大学
教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた
者」——これが第一原則です。「公正かつ妥
当な方法で選抜するように実施するとともに」
——これが二番目ですが、三番目に「入学者の

選抜のために高等教育を乱すことのないよう配
慮するものとする」と書いてあります。これを
大学入試の三原則とか大学入試の基本原則とか
言いますが、中身は能力・適性原則、公正・妥
当原則、高校教育尊重の原則の三つです。

三番目の高校教育尊重の原則は最近の原則で、
一九四九年の第一回のときの原則はちょっと
違っていました。もっと重視するように書いて
ありました。大学入学者選抜自体を教育の一環
として位置づけるといふふうに書いてあったん
です。そういう考え方からすると、現在の原則
は選抜に著しく傾斜しているといふふうに私は
思っています。

高校教育尊重の原則

新制大学が発足したのは実は一九四八年
なんです。ことしは一九八七年でちょうど新学
制発足四〇年なんです。四七年四月に学校教
育法、教育基本法が制定、公布されました。新学
制が発足いたします。四七年に小学校全部と新
制中学校が発足いたします。四八年に新制高等
学校が発足します。四九年に新制大学を発足さ
せるといふのが文部省の目論見であつたのです
が、占領軍はよいものを何も遅らせる理由はな
い、もしつくりたいといふなら四八年から新制
大学をつくらうところがあつてもいいのではない

かとうことを言い出しまして、その尻馬にのつ
て四八年から新制大学をつくつたところが全国
で一二校ございました。女子大学が中心なので
すが、戦前につくることができなかったもので
すから、女子大関係者（当時は女専）は大学を
つくることを悲願としていました。占領軍を後
楯にして新制私立女子大学が発足しました。上
智大学等のいくつかの大学がそれに同調して発
足しました。

ところが四八年に発足した大学というのは、
実態としては当時すでに存在していた旧制大学
の子科とか、あるいは旧制の専門学校在学中
にいた生徒を横すべりさせる新制大学を発足さ
せたものですから、普通の意味での大学入試
験が行われませんでした。そこで実質的に新制
大学の大部分が発足したのは四九年（昭和二四
年）です。その年の入試はどういふふうに行わ
れたのかというと、まず基本的な事柄では、入
学資格を中等学校卒業としました。入学資格を
学力検定によって定めるのではなく学歴によつ
て決める。たとえば高卒といふことで決めたわ
けです。次に「入学志願者の募集や選抜は大学
の学部単位で行う」としました。その実施方法
を定める権限を大学の自治のもとにおいたわけ
です。イギリス、フランス、ドイツ、イタリア
といふ国々は中等学校卒業といふ資格そのもの
がありません。中等学校といふのは適宜に勉強

したところで、義務教育年限を過ぎればやめて
いっていいという制度をとって、それとは
別にたとえフランスでいうとバカロレアとか、
ドイツでいうとアビトュアという全国統一試験
をやりまして、それに合格すると大学入学資格
が与えられて受かった者はどの大学にいつて
もいいというふうになっているのが西ヨーロッ
パ型ですが、そういう制度を日本はとらなかつ
た。戦前型の入学資格を学歴によって決めると
いうやり方をしたわけです。

したがって一定の学歴という基礎資格を持っ
た者が定員をオーバーしたものについて選抜を
する。その選抜の方法は大学がそれぞれ決める
というやり方をとったのが日本の特質です。

そこで、何に基づいて選抜をするのかという
ことなんです、選抜のために提供される資料
があります。実はこれは年々変わってくるので
す。私どもは「高校と大学の接続関係」という
ことを言いますが、高校の教育と大学が教育上
うまくつながるように慎重に考慮いたしました。
新制高校発足時は大幅な自由選択制が認められ
ていた関係で、試験科目、学力検査科目は五教
科にまたがるけれども、たとえば社会について
一科目しか勉強しない生徒もいるのだから、一
教科一科目を選択させるといって第一回目
の試験の場合は、五教科五科目で出発いたしま
した。

「科目は受験生に選択させなければならな
い」、これはかなり嚴重に通達されました。で
すからこの当時の試験は、試験場に入りますと
受験生には非常に分厚いものが配られるわけで
す。たとえば社会科についていうと全科目の試
験問題が配られて、試験場に入ってから受験生
が選ぶというふうにするわけです。理科につい
ても同様で、外国語の試験も英語・ドイツ語・
フランス語がみんな印刷されたものが配られて、
そのなかで受験生がその場で英語を選ぶという
ようなやり方をとりました。これは高校教育尊
重の原則が徹底して守られた結果でありました。

客観式の出題形成

出題形式は客観式というのがたいへん強調さ
れました。客観式というのは、○×式のことを
客観式と言う人がいますが、当時言われた客観
式は意味が違います。たとえば戦前ですと、国
史の試験の場合は「南北朝について論ぜよ」な
どというのが出るわけです。これは当たるか当
たらなにかのどっちかになるわけです。そうい
う論述式のやり方ですと学力を客観的に判断で
きない。つまり、歴史なら歴史について全体を
勉強しているかどうかかわからない。たまたま
南北朝をやってきた者が一〇〇点になって、徳
川時代にヤマをかけた者が客点だというのは

学力をはかったことにならないので、各教科の
中身についてまんべんなく学力をはかれるよう
にしるという意味で客観式というふうにいいま
した。

したがって社会科でも国語でも、問題が非常
にたくさん出るわけです。問題が非常にたくさ
ん出て、しかも採点が客観的に行えるようにと
いう意味で二重の意味で客観性を尊重したとい
うことで、文部省自身が客観主義と言ったん
ですが、受験雑誌はそれを新形式というふうに
言ったわけです。当時、第一回の試験のときに
は、実は旧制大学の先生が出題した大学があっ
て「南北朝を論ぜよ」式の問題を出した大学も
あったものですから、旧式と新形式とが混在し
ていたんですが、数学を含めて圧倒的に新形式
が多かったのです。それで二、三年のうちに、
ほとんどすべてが新形式になってきます。いま
のマークシート以前のやり方を当時は新形式と
いって、論述式がたちまちのうちに姿を消し、
数学も旧式の問題ですと、だいたい数学は二時
間やって三問題か四問題しか出ないわけですが、
それが非常に多くの問題が出されるようになって
きたというのが当時の学力試験問題、新形式
とか新傾向とか言われました。当時受験した人
は旺文社が『傾向と対策』という本を出したの
でよく覚えておられると思うんですが、傾向と
いうのはそういう意味でも言われたわけです。

二番目に、学力検査以外に進学適性検査というものを必ず受けさせるということをやりました。これは国公立大学については全国統一方式でやりました。公立大学、私立大学は参加しなければ参加してよい。これは文科系で換算すると何点、理科系で換算すると何点というふうに点数が出てきました。

身体検査はいまほとんど行いませんが、当時は身体検査を実際に行いました。ただ身体検査の意味が戦前と違いました。ただ身体検査といっていますと体格のよい者をとるとというのが原則でしたので、成績がよくてもひん弱だったらだめというような基準があつて、それで落とされた人が大分いて、あるいは身体に障害のある人はそれで国公立学校に行かれなかったという人が戦前には多かったです。戦後は身体検査というふに名前を変え、学業に障害があるものを落とすことがあるけれどもそれ以外では落としてはいけないということに変わりました。学業に障害がある者というのは何かというと、具体的に言うと当時は結核に重点がおかれていました。

出身学校長の調査書は、戦後は最初から必ず義務づけられました。戦前は出しても出さなくてもいいものでしたが、戦後は必ず出すようになりました。これは現在まで続いているわけです。

入試日程の問題

最近、日程が非常に問題になっていますから選抜日程のことについてちょっと言いますと、戦後も日本は学年四月始期制を踏襲しました。戦後改革期は四月始期を九月始期制に転換する絶好のチャンスでした。旧制の高等教育機関というのは大正八年までは九月始期制でした。それが四月始期制に大正九年から転換したわけです。したがって九月始期制に転換する絶好のチャンスでしたが、その機会を失ってしまったために四月始期制を踏襲したわけです。そこで四月始期制にしますと、下級学校と上級学校がピタリとくっついているわけです。三月三十一日に終わって四月一日から上級学校の学年が始まるというので、どこで試験をやるかが非常に問題になるわけです。三月三十一日の夜中にやればいちばんいいわけです。昭和の初めまで、旧制中等学校は四月一日に入学試験をやっていたんです。いまの高校はだいたい三月に入学試験をやるのが当たり前だと思っっている人が多いですけれども、昭和の初めまでは旧制の中等学校はだいたい四月一日に入学試験があつて、四日か五日ごろに発表をして八日に入学式というのがいちばん普通でした。これは戦争中に中等学校の入学試験を三月にやるような習慣ができて、

ここにいる先生方はその習慣の時代しか知らないものでお笑いになるわけですが、実際に昔から非常に問題だったわけです。そこでどうするかということ、新制大学の場合は、先ほど言いました実施要綱は三月一日から四月二〇日までの間にやれと。つまり高校と大学双方が少しずついたみ分けをせよということですが、五〇年の通達からは四月一五日までに完了しろということになりました。

戦前の官立学校の入学試験は必ず三月の半ば以降に行われました。たとえば旧制高校の入学試験は三月一八日からとか、旧制帝大の試験は三月一六日から始まったとか、よほどあつかましい学校でないとも三月一五日に始めたところはありません。つまり三月一五日以前は下級学校の領分だという考え方があったわけです。戦後は、その分だけ高校にくい込んだということです。

国立学校はそれを非常に忠実に守って、一期校は三月初旬、二期校は三月中旬から始めるという慣行ができたわけです。国立大学は、実はこの四九年の最初の入試から一期・二期制をとりました。最初の一期・二期制は実は少し動揺があります。五二年ぐらいいまで一期にいったり二期にいった新潟大学のようにふらふらした大学がありました。旧制帝大、それから旧制官立大がすべて一期校にいったとか、両女高師が

一期校にいったとか、旧制医大をもっている大学がすべて一期にまわったというふうに、一期校、二期校というのは明らかに旧制大学の格付けとの関係で決められていて、どうでもいいところを定員の割り振りで決めるといふやり方をした気配があります。そのために旧制大学にしかなかった法学部がすべて一期校になってしまったという矛盾が生じたのはご存じのとおりです。しかし一期校に威信の高い大学を集中したためにしわ寄せはすべて二期校にいきましました。一期校に受かった者がもう一度二期校を受けるというのはあまりなくて、だいたい一期校はおさまって、二期校が欠席者多数の受験生を抱えて試験をやるというパターンが実は第一回からでき上がったわけです。

ただ、私立大学が四九年だけは三月にやりました。というのは四九年は国立大学が六月に試験をやったからです。六月八日と一五日から始めたんですが、四九年だけで五〇年から国立大学が三月にやるようになりましたら、途端に私立大学は二月にやるようになったんです。したがって、私立大学は入試期日に関する限りほとんど最初から実施要綱を逸脱したことになりました。それで年々早くなる傾向がありまして、文部省は実は実施要綱で初期は毎年毎年、私立大学に対して私立大学の入試は早すぎるから直せという通知を出していたんですが、そのうちに

一向に効き目がありませんから、とうとう書くのをやめたわけです。それが先ほどの慣行化した部分——実施要綱は三月一日からせよと書いておきながら、実際には三月一日からやるのは私立大学では二次試験しかないとか追試験しかないという状況が非常に早くからでき上がりました。

先ほど適性検査は、ガイダンスに使うということで学力検査と切り離しましたから、むしろ早める努力がなされました。だから、これをもって今度の共通テストも早まりそうなんですが、早める理由にはならないということをおきましておきます。

能力主義教育政策と受験科目

以上が第一回の国立大学の入学試験です。その後どういふふうに変わってきたかということなんですが、年表を見て下さい。まずこの年表の見方は、いちばん左側のほうを見ていただきまして二四年に国立新制大学が発足、そのすぐ右のところ、「五教科五科目の客観式を推奨した」と書いてありますが、この欄のところには「たいの学力検査科目のことが書いてあります。学力検査科目というのは非常に大きな問題になるわけです。五教科五科目で社会・数学・理科についても一科目選択という方式がとられたの

は二四年と二五年だけでした。ところが二四年と二五年は、実は新制高校卒業生も少しはいたけれども、大部分は旧制高校くずれで新制高校にあまり関係なかった時代なので、新制高校らしい入学試験は昭和二六年（一九五一年）から始まるんですが、途端に国語・社会・理科についても二科目をとらせてもよいということになりました。

二科目をとらせるとどこが問題になるかといえますと、職業高校では一科目しか履修していない場合があるものですから、そこで職業高校の受験者に対しても対等の資格で受けることができるように、職業教育科目を出題するようにという通達を文部省が出しました。これを代替科目といいます。この年から社会・数学・理科についても国立大学は二科目を出すようになったわけです。ただ、二科目を出すといっても依然として出題形式は、全科目を出題しておいて試験場で受験生に選ばせるといふやり方をとりました。

その後五五年になりました、物理を全然勉強しないのに物理へ来たとか化学をとってこないのに化学に來ても困るからということや大学側が言い出して、「受験科目の希望を表示してもよい」といふふうになりました。

ところが逸脱する大学が出てきました、希望表示というより指定する大学が出てきました。

うちの学部を受ける場合には物理と化学を受けよということ指定する大学が出てきたわけです。そして、実施要綱が指定を認めたのが一九六六年です。一九六六年というのはどういう年かといえますと年表の左側のところで見ていただくようになりますが、六〇年に高校学習指導要領が変わります。これは六三年から実施に移されまして、六五年度に完成します。つまり六〇年改定の学習指導要領によって学習をした生徒が六六年から受けるようになったわけです。六〇年学習指導要領というのは能力主義教育政策を体现した学習指導要領で、つまり能力主義教育政策と大学側が受験科目を指定するやり方が重なってくるわけです。

私のいる大学などを含めて受験科目を指定する大学が非常にふえました。東大は一貫して受験科目を指定しませんでした。これは東大のいいところだといふふうに使われています。東大

は物理にいくのに地学と生物で受けてもいかれらというシステムを頑固に守ってきた非常に数少ない、そういう意味では高校教育を最も尊重してきた大学であったわけです。少なくとも受験科目についてはそういうことでした。

また、六六年からの入試科目の非常にひどいことは、六〇年学習指導要領でA科目・B科目というのが出てきましたが、出題はすべてB科目になりました。したがって、能力主義教育政策というのは大学受験科目でも徹底するようになったわけです。したがって普通科と職業科の格差がこの時期から急速に開いてくるのは当然のことだったといふふうに思うわけです。

学力検査科目については、一九七九年から共通一次が始まるわけですが、共通一次が始まると同時に「二次試験では論述式を推奨する」ということを文部省が言い出しました。つまり、いちばん最初に客観式ということですとやっ

てきたのに、二次試験になったら今度は論述式をやってもいいというふうに変わってきたというところが、学力検査科目についての違いであります。

進学適性検査は国立大学については五四年まで実施されて、その後やめました。というのはなぜかというところ、国立大学は実態としてはこの進学適性試験を足切りにしか使わなかったんです。足切りにしか使わないのにあれだけの費用と手間をかけて、とてもたまったものではないということ、とうとうやめました。

ところが、能力主義教育政策が登場した六〇年代に能力開発研究所ができて能研テストを六三年から始めました。これは日教組・日高教の両高教組が大反対運動を展開して、受験校を中心にして徹底してサポータージュをやったわけです。受験校の受けない能研テストなど全然意味がないということで国立大学が全然採用しなかったため、六八年を最後につぶれたわけです。ところが、能研テストがつぶれたことに対する文部省の執念がものすごく、七〇年から中教審で共通テスト議論を始めます。結局これが共通一次試験になってくるわけです。

共通一次試験と輪切り選抜

国立大学にそっぽ向かれたからというので、

今度は文部省は国立大学協会に徹底して働きかけるわけです。国立大学協会が共通テストをやるといふ形で共通第一次試験が始まったわけです。文部省主導のはずなんだけれども表に出たのは国大協なものだから、普通皆さんは国大協の共通一次試験という言い方をしたと思います。これが七九年から始まりました。新制大学は、最初から一期校・二期校制をとっていたにもかかわらず、共通一次のときに同一期日にしてしまいました。そのおかげでもとからあった輪切り選抜が徹底して進むようになった。そこで何とかしろという自民党からの猛烈な圧力がかかってことしからA・B分割方式になったということであります。

当初は面接は全面禁止でありました。五五年から面接が解禁になります。面接解禁というのは思想傾向を調査してもいいというのではなく、面接によって学力を検査することは差支えないという形で面接解禁になるんです。ところが六年に推薦制を公認するようになってくると、この推薦制を公認するようになってくると、推薦制をとる場合には面接を併用することが望ましいという形でむしろ面接が推奨されるようになります。これによって私立大学が推薦制のときに面接をやるようになってくるわけです。しかしその弊害が出てきまして、医学部などですとそのときにお金がありそうかなさそうかを調べ

るなどということが出てきて、そういうことはやめろという通達を文部省があわてて出すという弊害がたちまち起こってくるわけですが、推薦制とセットになって面接が公認されるようになります。それから、七〇年の実施要綱から調査書によって足切りをすることを公認するようになりました。

身体障害者についての配慮は、実は戦後の実施要綱についてはほとんどなかったのですが、七三年の国際障害者年の影響で障害者教育の運動の成果の一つで、障害者には特別の配慮をするようにしろ、だいたい国立大学が障害者者を全然受け入れなくて私立大学だけが受け入れているのはおかしいじゃないかということで、圧力が大分かかってきてようやく実施要綱の障害者を受け入れる大学がぼちぼち出はじめます。しかし実際に国立大学が障害者向けに特別に試験をするようになる——たとえば点字で試験をするとか、あるいは特別に大きい字で試験をするとか、あるいは手に障害をもっている人については時間を少し延ばして試験をするということをやろうになったのは共通一次からです。国立大学はこの共通一次から障害者が入学すると必ず学年進行でエレベーターをつけるようになります。エレベーターがなければ大学に入っても実際に行かれないという人がいるわけですから、私立大学がやっているのに国立大

学がやらないのはおかしいじゃないかということ、そうするようになったのも共通一次のころからで、共通一次に伴う数少ないよいことの一つだと私は思っているのですが、このように入学試験制度というのは変わってきたわけですね。

以上が概要であります、このなかで私の感想を言いますと、大学入学者選抜を大学が決めるのは大学自治の根幹の一つだとしたこと、そのこと自体は確かに正しいわけですが、勝手にやってもいいというものではありません。それは大学入試の基本原則のなかに書いてあるように高校教育尊重の原則があるわけで、高校教育を尊重するということを具体的に保障していかなければなりません。

高校生の進路選択に対する援助

その点で先進的などりくみがすすんだのが東海三県の高教組です。各大学の入試問題を批判・分析して、大学入試でこういう問題を出すのはおかしいじゃないかということ、名古屋大学、名古屋工業大学、愛知教育大学につきつける。それは確かにおかしい、直しましよという議論が東海三県ではようやく起こってきたのがここ数年の出来事なんです、高校と大学との接続関係というものを実質的にするためには、もっと高校の先生方との間の交流がなくては

けないし、その交流するシステムをきちんとしてくつてこなかったというのが、戦後の大学入試の制度という点からいうと、一つの大きな欠陥だと感じています。

それからもう一つは、この名前自体の問題です。俗称では大学入試制度といえます。ところが実施要綱は必ず入学者選抜実施要綱と書いてあります。徹頭徹尾「選抜」と書いてあります。それで選抜なのかという議論があるわけです。確かに希望者が多ければ選抜に違いないけれども、やはりいちばん最初の実施要綱に書いてあったように、入学者選抜自体を教育だというふうに位置づけるのだとすると、大学側も高校生の進路選択に対してきちんと援助をすることやらないといけないかということです。ここ一、二年その反省が出てきました。

たとえば高校では体験入学ということが行われるようになってきたということがありますが、大学のほうでもここ一、二年、名古屋大学では職員組合主催、職員組合と東海三県の高教組主催なんです、大学によっては大学主催で大学を知る会というのを始めて、大学を選ぶについての情報を提供するので、確かに大学についての情報は高校生について豊富にあると言えはるんですが、その豊富さというのは要するに点数についてのデータが豊富ということですが、一度だけ河合塾からもらったんですがすごい情

報量で、これを見る先生方もたいへんだなと思ったし、なるほどこれはコンピュータじゃないとだめだと思ったんです。その種の情報はものすごくあるんだけれども、実際に高校生も、あるいは高校の先生方もあの大学で何をやっているかということについてはその割には知らないのです。やっぱり大学というところは何をやっているところなのかを知ってもらうことが非常に大事になってきています。

僕の大学で二年間やった経験によると、大学の教師が高校二年生に自分たちはこういうことをやっていると話しかけるといいうのは非常に説得力があるというのか、真剣に聞きます。聞いたら名古屋大学に受かるというものじゃないからそれは困るんですが、しかし、大学というのはああいうことをやるのかということを高校生にわかってもらうような手当をきちんとしていくことが重要だということを感じております。

そのほかの戦後の入学者選抜制度では、細かいことではこの年表に書ききれない非常にたくさんの変化があります。それは本のなかにかなり細かく書きこんでおきましたので、後で見たいだくということ、最初の私の報告を終わりたいと思います。

大学入学者選抜制度の略年表

1948	23	新制高校発足12校・新制大学発足	進学適性検査併用		
	24	国立新制大学発足	5教科5科目 客観式を推奨	面接禁止	Ⅱ期校制はじまる
1950	25				
	26		社・数・理の2科目選択制 代替科目の出題推奨		
	27				
	28				
	29				
1955	30	高校学習指導要領改訂	受験科目の希望表示容認	面接解禁	
	31		コース制、受験体制の公認		
	32				
	33		↓完成		
	34				
1960	35	高校学習指導要領改訂			
	36		能力主義教育の強化		
	37				
	38			能研テスト開始	
	39				
1965	40		↓完成		
	41		出願科目の指定を公認 A科目を除外	推薦制を公認	
	42				
	43				
	44				
1970	45	高校学習指導要領改訂			調査書による 足切り容認
	46		多様化路線の強化		
	47				
	48				
	49				
1975	50		↓完成		身障者の受験に 配慮を要求
	51		「数学一般」「基礎理科」 甲科目、A科目を除外		
	52				
	53	高校学習指導要領改訂			
	54		二次試験で論述を推奨	共通第一次導入	全大学同一期日
1980	55			マークシート方式	
	56				
	57				
	58				
	59				
1985	60		↓完成		
	61				
	62				
	63				分割方式